

【通所リハビリテーション利用料金表】

サービス費	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	1,721円/月	3,442円/月	5,163円/月
	要支援2	3,634円/月	7,268円/月	10,902円/月
1時間以上2時間未満（短時間利用）	要介護1	331円/日	662円/日	993円/日
	要介護2	360円/日	720円/日	1,080円/日
	要介護3	390円/日	780円/日	1,170円/日
	要介護4	419円/日	838円/日	1,257円/日
	要介護5	450円/日	900円/日	1,350円/日
3時間以上4時間未満（半日利用）	要介護1	446円/日	892円/日	1,338円/日
	要介護2	523円/日	1,046円/日	1,569円/日
	要介護3	599円/日	1,198円/日	1,797円/日
	要介護4	697円/日	1,394円/日	2,091円/日
	要介護5	793円/日	1,586円/日	2,379円/日
4時間以上5時間未満	要介護1	511円/日	1,022円/日	1,533円/日
	要介護2	598円/日	1,196円/日	1,794円/日
	要介護3	684円/日	1,368円/日	2,052円/日
	要介護4	795円/日	1,590円/日	2,385円/日
	要介護5	905円/日	1,810円/日	2,715円/日
6時間以上7時間未満（1日利用）	要介護1	670円/日	1,340円/日	2,010円/日
	要介護2	801円/日	1,602円/日	2,403円/日
	要介護3	929円/日	1,858円/日	2,787円/日
	要介護4	1,081円/日	2,162円/日	3,243円/日
	要介護5	1,231円/日	2,462円/日	3,693円/日

【通所リハビリテーション加算料金表】

サービス費 加算項目		金額	加算要件
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満(半日利用)	12円/日	・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。 ・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
	4時間以上5時間未満	16円/日	
	6時間以上7時間未満(1日利用)	24円/日	
入浴介助加算		50円/回	・適切な入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)(★)		330円/月	・医師、理学療法士、作業療法士、その他の職種が共同して利用者ごとのリハビリテーション計画書を作成し実施計画に従いリハビリテーションを行っていること(月4回以上)。 ・医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が利用者に対し、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問していること(※介護予防は除く)。 ・通所リハビリテーション事業所の医師が、通所リハビリテーションの実施に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に対して留意事項等指示を行うこと。 ・医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定居宅サービスへの移行の見通しを記載すること。
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	開始日から6月以内	850円/月	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)の条件および以下の条件を満たしている場合の加算 ①通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。 ②医師(テレビ電話等で可)、理学療法士又は作業療法士、介護支援専門員、通所リハビリテーション等の職員がリハビリテーション会議を定期的開催し情報の共有を行うこと。 ③理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅訪問しその家族に対し介護の工夫や日常生活上の留意点の助言指導を行うこと。
	開始日から6月超	530円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	開始日から6月以内	1,120円/月	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の条件および以下の条件を満たしている場合の加算 ・通所リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーション会議に参加し、通所リハビリテーション計画について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
	開始日から6月超	800円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	開始日から6月以内(3月に1回を限度)	1,220円/月	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件に適合すること ・指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム(VISIT)を用いて厚生労働省に提出していること。
	開始日から6月超(3月に1回を限度)	900円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円/回	退院(所)日または介護保険新規申請日より3ヶ月以内に集中的にリハビリを実施した場合(週2回、1日40分以上)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		240円/回	・認知症の診断を受けている 利用者が利用開始日から3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合(MMSEまたはHDS-Rで概ね5-25点であること)。 ・1週間に月2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施。 ・リハマネ加算(Ⅰ)から(Ⅳ)のいずれかを算定していること。

※ 上記料金は、1割負担の方の金額となります。

※ ★に関しては介護予防通所リハビリテーションも加算をさせていただきます。

サービス費 加算項目		金額	加算要件
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		1,920円/月	・認知症の診断を受けている 利用者が利用開始日から3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合(MMSEまたはHDS-Rで概ね5-25点であること)。 ・1月に4回以上実施(8回以上が望ましい) ・利用者の居宅を訪問、生活環境の把握、応用動作能力等の評価等を行う。 ・リハマネ加算(Ⅱ)から(Ⅳ)のいずれかを算定していること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6ヵ月限度)	開始日から3月以内	2,000円/月	① 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識、若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ② 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 ③ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。 ④ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること。介護予防通所リハビリテーションに関してはリハビリテーションマネジメントを加算していること。 ※ただし当該加算を算定後に(介護予防)通所リハビリテーションを継続利用する場合は翌月から6ヶ月間に限り、所定単位数の15%を減算。
	開始日から3月超、6月以内	1,000円/月	
	開始日から3月以内(★)	900円/月	
	開始日から3月超、6月以内(★)	450円/月	
若年性認知症利用者受入加算 (★)		60円/回	・若年性認知症患者に対してリハビリテーションを提供。
運動器機能向上加算 (★)		225円/月	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。 ・医師、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成し、実施計画に従い理学療法士等若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること
栄養改善加算(★)		150円/回	・当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・個別に栄養食事相談等の栄養管理を実施。 ・1月に2回まで、算定開始から3月以内。
栄養スクリーニング加算(★)		5円/回	・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定。
口腔機能向上加算(★)		150円/回	・個別に口腔清掃の指導、実施、摂食・嚥下訓練の指導、実施。 ・1月に2回まで、算定開始から3月以内。
重度療養加算		100円/日	・要介護3～5の利用者で胃瘻等の経腸栄養、褥瘡治療、身障手帳4級以上に該当しかつストマの処置をした場合の加算。

※ 上記料金は、1割負担の方の金額となります。

※ ★に関しては介護予防通所リハビリテーションも加算をさせていただきます。

サービス費 加算項目		金額	加算要件
介護予防選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(★)		480円/月	・利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、又は口腔機能向上サービス(「選択的サービス」という。)のうち複数のサービスを実施した場合。 ①運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。 ②利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。
介護予防選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)(★)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700円/月	・利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。 ・選択サービス複数実施加算(Ⅰ)の算定要件に②の基準に適合すること。
介護予防事業所評価加算(★)		120円/月	・選択的サービス(運動機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス)を行う事業所について、評価対象となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における当該事業所のサービス提供についての加算。
中重度者ケア体制加算		20円/日	・看護職員又は介護職員を常勤換算で1以上加配・過去3月の間、要介護3～5の利用者の割合が全利用者の30%以上。 ・通所リハビリを提供する時間帯を通じて、専ら通所リハビリの提供に当たる看護職員を1名以上配置。
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		47円/回	・送迎を実施しない場合の減算。
社会参加支援加算		12円/回	・評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者(生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。)のうち、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、5%を超えていること。 ・評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合の加算。
要支援 ①	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(★)	72円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合の加算。
要支援 ②	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(★)	144円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合の加算。

※ 上記料金は、1割負担の方の金額となります。

※ ★に関しては介護予防通所リハビリテーションも加算をさせていただきます。

【介護職員処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率
	加算Ⅰ
通所サービス	4.70%

※ なお、算出利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	加算Ⅰ
通所サービス	2.00%

【その他の利用料金】

項目	内容	利用料金(日額)	備考
日用品	お茶類、トイレトペーパー、ペーパータオル	100円	※課税対象外
	ティッシュペーパー、ハンドソープ等		
教養娯楽費	新聞、レクリエーションに関する消耗品	50円	※課税対象外
	レクリエーションに伴う個人用作品の材料費	実費	
理美容	洗髪、顔剃り、カット	2,000円	理容師が実施 ※税込価格
食費	利用者が選定する特別な食事の提供	実費	主にイベント(外出)時に発生します。
電気	電気毛布、個人用テレビ、個人用ラジオ、携帯電話、その他個人用の電気機器の使用量	50円	コンセント一つ使用に対しての料金。※課税対象外
健康管理費	インフルエンザや各種予防接種を本人が希望された場合	実費	※課税対象外

途中、ご変更希望のお客様お申し出頂ければ、その都度ご変更いたします。